

文化財の保存活用における これからの建築士の役割を考える

—— 民間の設計者は文化遺産の保存活用に如何に貢献すべきか

2019年4月から

改正文化財保護法が施行されました。

改正の大きなポイントは、

未指定を含む文化財の地域社会における

総合的な「活用」の仕組みづくりにあると思います。

今まで国が二元的におこなっていた

文化財保護法に基づく文化財行政の主な部分を、

都道府県・市町村の文化財行政に委ねるとともに、

市町村は文化財に関する調査研究や提案を行う

「文化財保存活用団体」を新たに指定できることなどが

謳われています。

この改正を受けて、指定文化財はもちろん

登録文化財や未指定の歴史的建造物における

保存活用についての重要な役割が、

民間の団体や人材に委ねられることになるでしょう。

その中でも、建築設計・監理業務における

国家資格を持つ「建築士」の社会的責任は極めて

重要なものになると考えられます。

今までの日本ではとく

新築デザインを主な業務としていた

建築士というものの職能が、

大きく転換していくことになるでしょう。

京都工芸繊維大学では、現在の大学院における

「建築都市保存再生学コース」を、

来年度後期には社会人に開かれた

リカレント教育コースとして、

日本における「ヘリテージアーキテクト(仮称)」

誕生に向けての試みをスタートする予定です。

今回の特別研究会では、

日本における民間の建築士が、今後歴史的な都市や建築の

保存活用に如何に貢献できるのか、

あるいは貢献すべきなのかを総合的に議論し、

有効なリカレント教育構築への

第一歩にしたいと考えます。

講師

矢野和之 [文化財保存計画協会代表取締役 / 日本イコモス国内委員会]

伊郷吉信 [自由建築研究所代表 / 東京建築士会]

司会・進行

田原幸夫 [京都工芸繊維大学 客員教授]

笠原一人 [京都工芸繊維大学 助教]

中山利恵 [京都工芸繊維大学 助教]

プログラム

主催者挨拶 | 13:30

清水重敦 [京都工芸繊維大学 教授]

趣旨説明 | 13:40

近現代建築の保存・再生・活用における課題 | 田原幸夫

14:00

21世紀の日本において

文化遺産の保存活用をだれが担うのか | 矢野和之

14:40

東京建築士会におけるヘリテージ教育と

文化遺産への取り組み | 伊郷吉信

休憩 | 15:20

座談会 | 15:30

矢野和之 + 伊郷吉信 + 田原幸夫 + 笠原一人 + 中山利恵

終了 | 16:40

2020年2月14日 [金] 13:30-16:40 [13:00受付開始]

京都アカデミアフォーラム in 丸の内 [東京都千代田区丸の内1-5-1 新丸の内ビルディング10階]

定員 | 120名 [申込不要 / 当日先着順]

主催 | 京都工芸繊維大学大学院建築学専攻 / 京都工芸繊維大学 KYOTO Design Lab

共催 | 日本イコモス国内委員会 / 東京建築士会

後援 | 日本建築家協会 / DOCOMOMO Japan



more information